

2026年3月24日

要 求 書

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

いのちのとりで裁判全国アクション

最高裁判決を踏まえた対応策の実施にあたって、貴職に対し、以下の諸事項の実施を求める。本要求に対する対応については、1カ月以内に書面にて回答されたい。

第1 要求の趣旨

- 1 訴訟係属中の原告についても、判決が確定している原告と同様に、直ちに追加給付を行うこと
- 2 原告側が控訴審で勝訴判決を得て、現在、最高裁判所に係属している訴訟について、上告受理申立てを取り下げること
- 3 すべての対象者が漏れなく追加給付を受け、かつ、不服申立ての機会を保障されるよう、制度構築と周知を徹底するとともに、問題が生じた場合には、その都度、柔軟な運用改善を行うこと
- 4 すべての生活保護利用者に対する真摯な謝罪、違法な保護基準改定に至る事実経過と原因の調査と解明、生活保護基準部会への当事者参加など、実効性ある再発防止策を講じること

第2 要求の理由

1 はじめに

(1) 最高裁での原告側勝訴判決

2013年に行われた前代未聞の生活保護費の大幅引き下げについては、1000人以上の原告により、生活保護費の引下げ処分の取消しを求める訴訟が全国29の地方裁判所に提訴された（東京地裁には3つの訴訟が提訴されたので、訴訟は延べ31となる）。

そのうち先行した大阪訴訟と愛知訴訟について、最高裁判所は、2025年6月27日、生活扶助基準の減額改定の違法性を認め、保護費減額処分の取消しを命じる判決を言い渡した。

(2) 原告側の要求事項と国の対応

そして、上記判決当日、私たちは貴職に対し、「①すべての生活保護利用者に対する真摯な謝罪、②2013年改定前基準との差額保護費の遡及支給、③生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復、④本件のような事案の再発防止のため、(ア)生活保護法8条2項所定の事項の遵守、(イ)検証委員会の設置

による2013年改定に至る事実経過と原因の調査・解明、(ウ) 基準部会の検証を経ることのルール化、(エ) 基準部会委員に当事者・弁護士・支援者を入れる、(オ) 違法な基準改定を裁判で擁護した基準部会委員を再任しない、(カ) 新たな検証手法による生活扶助基準の大幅引上げ、(キ) 夏季加算の創設など生活実態に合った保護費の支給、⑤権利性の明確な『生活保障法』の制定」などを申し入れた。

ところが、貴職は、謝罪については応じず、わずかに国会で高市首相と貴職が「お詫び」表明しただけで、被害の回復については、「専門家による審議の場を設けるべく検討をすすめていく」とし、私たちの反対を押し切って、2025年8月13日に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置した。そして、同年11月18日に諸意見併記の報告書が出されるや、下記のとおり、都合の良いところをつまみ食いする対応策を示し、最高裁判決の判断の矮小化を図っている。そのうえ、私たちが申し入れたその他の課題については、回答すらしないという対応に終始している。

(3) 国の対応策と原告側の評価

厚生労働省は、最高裁判決の対応に関する専門委員会報告書をふまえ、同年11月21日、最高裁判決への対応策を公表した。その内容は、原告らを含むすべての生活保護利用世帯に対し、①最高裁判決で違法とされなかった「ゆがみ調整」は有効として変更せず、②同判決で違法とされた「デフレ調整（－4.78%）」に代え、低所得世帯の消費実態との比較による新たな水準調整（－2.49%）を行い、その差額を支給するが、③原告らについてのみ「特別給付金」を支給し、②による減額分を穴埋めする、というものであった。

この対応策は、最高裁判決を軽視し、原告と原告以外とを分断するものであって到底容認できず、私たちは、新たな訴訟提起を視野に集団審査請求運動に取り組む方針を既に決めている。

2 要求の趣旨1について～訴訟係属中の原告に対しても直ちに追加給付を行うべきこと

(1) 訴訟係属中の原告には追加給付しないという国の方針

貴省は、同年12月19日に開催した全国の自治体向け説明会において、原告らに対しては、それ以外の生活保護利用世帯に先立ち、2026年3月中に追加給付を行うスケジュールを示したが、その際、判決が確定しているか否かで差をつけるとの説明はなかった。

しかし、本年2月20日、最高裁判決を踏まえた国の対応策の内容を示した厚生労働大臣告示と厚生労働省社会・援護局長通知が発出されたが、その局長通知（7頁）において、国が、確定判決を受けた原告と訴訟係属中の原告の扱いを違え、訴訟係属中の原告には確定判決を受けるまで上記②③の追加支給をしない方針であることが明らかにされた。

(2) 訴訟係属中の事件が大半を占めること

上記の31訴訟のうち、現在、判決が確定していない訴訟は21に及ぶ。その

中には、近々控訴審判決が言い渡され判決確定の見込みのある地域もあるが、とりわけ、現在、最高裁に係属（係属予定を含む）している以下の10の訴訟は、いつ判決が言い渡されるか、見通しが立たない状況にある。

ア 控訴審で原告側勝訴

福岡訴訟、京都訴訟、札幌訴訟、埼玉訴訟、広島訴訟

東京はっさく訴訟（近々係属予定）

イ 控訴審で原告側敗訴

秋田訴訟、兵庫訴訟、佐賀訴訟、熊本訴訟

(3) 上記の国の方針が著しく正義に反し、違法であること

厚生労働省は、判決が確定した原告については本年3月中に上記②の追加給付を行うとしており、本年3月6日、大阪訴訟の2人の原告に対し、東大阪市が追加給付を実施するなど各地で準備が進んでいる。原告以外の生活保護利用者についても、本年4月以降には速やかに追加給付を行うものとされている。そうすると、訴訟係属中の原告らに対する追加給付が、原告ではない生活保護利用者よりも遅くなる事態が生じる可能性が極めて高い。

しかしながら、判決が確定している原告であるか否かにかかわらず、原告らは、一致団結して10年以上にわたり、訴訟活動に留まらない運動を展開し、最高裁判決を勝ち取った者である。判決が未確定であるという理由で、追加給付の時期が、確定判決を受けた原告よりも後になり、さらには、原告ではない生活保護利用者よりも後になるというのは、著しく正義に反する。

もともと高齢者の多い原告は、10数年の闘いを経てさらに高齢化しており、原告の中には最高裁判決後に亡くなる者も生じている。さらに、判決確定を待つ間に命が尽きる者が生じる可能性も高い。国は、死亡した者には何の給付もしないとしていることから、原告からは「死ぬのを待っているのではないか」との声も聞こえる。原告とそれ以外を分断するだけでなく、原告の中にも分断を持ち込むことは、到底容認できない。

そもそも、上記②の追加給付は、厚生労働大臣の告示において、原告であるか否かにかかわらず（当然のことながら、確定判決を受けた原告であるか否かにかかわらず）、すべての生活保護利用世帯を対象とする生活保護の給付として行なうことを定めたものである。

言うまでもないことであるが、告示は「法規命令」として国民の権利義務の内容を定めるものである一方、局長通知は単なる「行政規則」であって、行政機関内部の事務処理のルールを定めたものに過ぎない。しかも、生活保護に関する事務は、従来機関委任事務とされていたものが、地方分権一括法により廃止され、法定受託事務となったものであり、局長通知は、単なる「技術的助言」に過ぎない。

したがって、局長通知によって、生活保護利用者の権利の内容を変更することはできず、原告のうち確定判決を受けているか否かで②の追加給付を行う時期を変えることなどできるはずがない。上記の局長通知の内容は違法である。

以上から、私たちは、貴職に対し、違法行為を強行することなく、訴訟係属中の原告に対しても、判決が確定している原告と同様に、直ちに追加給付を行うことを強く求める。

3 要求の趣旨2について ～一審被告側の上告受理申立てを取り下げるべきこと

最高裁判決の後、次々と高裁判決が言い渡されている（富山訴訟、石川訴訟、三重訴訟、青森訴訟、神奈川訴訟、宮城訴訟、沖縄訴訟、岡山訴訟）が、これらの事件について、被告は上告受理の申立てをしておらず、被告が敗訴した高裁判決が確定している。このことは、原告が勝訴し、減額処分を取り消した控訴審判決について、上告受理申立理由がないことを意味している。

上告受理申立理由が認められないという点では、上記2(2)記載の控訴審で原告が勝訴した6つの訴訟も同様である。上記の6つの高裁判決は、デフレ調整の違法性を認め、処分の取り消しを命じた点で最高裁判決と共通している。デフレ調整の違法性の認め方は、各判決に違いがあるが、その違いが、「法令の解釈に関する重要な事項」（民事訴訟法318条1項）にあたることはなく、このまま被告が上告受理申立てを維持したとしても、不受理決定が出され、各控訴審判決が確定することになることは明白である。

1000人以上の原告による31の訴訟団は、一体として、生活保護費の引き下げ処分を争う訴訟を進めてきた。先行した大阪訴訟と愛知訴訟が最高裁で確定した以上、勝敗の結論は明らかであり、訴訟係属中の訴訟も速やかに確定させることは、31の訴訟団の共通の思いである。

したがって、私たちは、貴職が上記の6つの訴訟の被告自治体に対し、直ちに上告受理申立てを取り下げるよう指導することを求める。

4 要求の趣旨3について ～漏れのない追加給付と不服申立権保障の必要性

(1) 合理的配慮を尽くした制度構築と周知徹底の必要性

この度の追加給付は、厚生労働大臣の生活扶助基準改定が違法であったとの最高裁判決を踏まえ、これを是正する観点から行われる、世界的に見ても前代未聞の事態である。権利侵害を受けた生活保護利用者に対する被害回復が十全に図られるためには、すべての対象者が漏れなく給付を受け、かつ、不服申立ての機会を保障されるよう、制度構築と周知を徹底することが切実に求められている。それこそが、公正を図ることを本来的責務とし、しかも、かかる未曾有の権利侵害を引き起こした当事者として果たすべき当然の義務である。

そして、その際には、生活保護利用世帯の8割が高齢世帯、障害・傷病世帯であって、パソコン、スマートフォンやSNSなどの活用法に習熟していない者や、資料集めや事務手続が苦手な者が多いことを十分念頭においた合理的配慮を尽くす必要がある。

(2) 問題発生に対応した柔軟な運用改善の必要性

上記のとおり、世界的にも前代未聞の事態を発生させたことからすれば、追加給

付事務の実施過程では、想定していなかったような問題が次々と発生することが容易に想定される。

こうした問題が発生した場合には、世界的にも前代未聞の事態を発生させた責任者として、権利侵害を受けた生活保護利用者に対する被害回復を十全に図るという観点から、その都度、柔軟な運用改善を行うことが必要不可欠である。

(3) 現時点における具体的な制度改善の要求

現時点においても、既に以下のような問題があるので、その是正と改善を求める。

ア 保護廃止された者に対する制度の周知徹底

国は、保護廃止された者については、申出によって初めて追加給付を行うものとしているが、申出を行うには申し出の必要性が周知されていることが前提である。

国家による違法行為の是正は徹底してなされる必要があるから、各自治体が、保護廃止世帯の現在の住所を可能な限り調査のうえ個別通知を行うべきである。

また、インターネットだけでなく、テレビやラジオなどで政府広報コマーシャルを流すなど徹底して周知を図るべきである。

さらに、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者の作業所や A 型・B 型事業所など、高齢者や障害者を日常的に支援している人々への周知も意識的に行うべきである。

イ 保護廃止された者に対する手続の簡素化と援助制度の構築

前記局長通知（最終頁）は、申出にあたって【必ずご提出いただく資料】として、①顔写真付きの本人確認書類、②全世帯員の戸籍謄本の写し、③外国人の場合、全世帯員の住民票写し、④口座情報が確認できる預貯金通帳の写しなどを列記している。

しかし、①を持っていない者もいるし、②以下の書類を自分で準備するのが難しい者も必ずいる。よって、すべてが揃わなくても柔軟な判断が可能となるよう要件を緩和すべきである。また、年金裁定の場合と同様に戸籍謄本徴求の費用は無料とすべきである。

厚生労働省は、「相談センター（仮称）」を設置するとしながら、同センターにおいて、具体的な申請手続の援助を行うことは想定していないようである。しかし、先にも述べたとおり、援助なしに申出手続を完遂できない者も少なくないと想定されることからすれば、国の責任と負担で、具体的な申請手続を援助する「相談・援助センター」の設置等を行うべきである。

ウ 保護廃止された者に対する不服申立て手続の教示

前記局長通知（6 頁）は、保護廃止世帯に対する追加給付は「処分」ではなく「行政措置としての追加給付」であるから、不服申立ての対象とならないものとして、「保護追加給付決定通知書」（別添様式 1 - 2）や「保護追加給付不支給決

定通知書」(別添様式2)においても不服申立権の教示がなされていない。

しかしながら、かつて保護を利用していた時期の不足分の保護費の追加給付であるのに、現在保護を利用していないことを理由に法的に争う道を奪われる理由などない。貴省の上記扱いは、保護廃止されたことを理由に保護を利用していた時期の不服申立権を違法に奪うものであるから改められるべきである。

エ 虐待等により出身世帯を離脱した者に対する追加給付

前記局長通知は世帯単位での追加給付を前提としている。しかし、例えば、A(世帯主)とBが同一世帯で生活保護を利用していたが、Aの虐待やDVによってBが世帯を離脱したような場合、同一世帯だった時期の追加給付がすべてAに対して行われることになると、Bは追加給付を手にするができなくなってしまう。

したがって、世帯員が世帯を離脱した場合には、個人単位で追加給付を行う運用を明記すべきである。

5 要求の趣旨4について ~真摯な謝罪、経過と経緯の調査・解明、再発防止策の策定などの必要性

最高裁判決後の厚生労働省の対応は一貫して不誠実で、判決の意義を矮小化し、原告を愚弄するものであった。

1(2)で述べたとおり、判決直後から、私たちが求めてきた、すべての生活保護利用者に対する真摯な謝罪や被害の完全回復が行われていないだけでなく、違法な保護基準改定に至る事実経過と原因の調査・解明、生活保護基準部会への当事者参加などに至っては検討の俎上に載せられてさえいない。

同種の事態の再発を防止するためには、こうした対応が不可欠であり、そのことを改めて強く申し入れる。

以 上